



手続きの流れ

①確認・申請

- ・手術をする猫が飼い主がいなくどうかを十分確認する。
- ・地域住民へ取組の目的等について説明を行い理解を得る。
- ・申請書、確約書に必要事項を記載し、市生活環境課へ提出する。
【申請(交付決定日)前に手術を実施した場合は補助金交付の対象外です。】

②交付決定通知

- ・申請内容を審査し適正と認められた場合に交付決定通知を行います。
【交付決定日から30日以内に飼い主のいない猫の不妊手術を実施してください。】

③捕獲・写真撮影・手術

- ・飼い主のいない猫を捕獲器などで捕獲する。(捕獲場所の写真撮影)
- ・手術前の写真を撮る。(顔・全身)
- ・動物病院で不妊手術と耳をV字にカットを施してもらう。
- ・手術後耳カットが分かる写真(顔)を撮る。

④実績報告

- ・実績報告書に必要な書類(不妊手術実績一覧表、動物病院の領収書、写真等)を添えて提出をする。
【手術実施日から30日以内(手術日は3月1日以降の場合は3月末まで)に実績報告書を市生活環境課へ提出してください。】

⑤補助金請求

- ・補助金交付決定通知が届いたら請求書を提出する。
【請求書受理後1ヵ月程度で指定の口座に補助金を振り込みます。】

問合せ・申請先

〒656-8686

洲本市本町三丁目4番10号

洲本市市民生活部生活環境課

TEL 0799-24-7606

